

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 施行期日を平成二十五年四月一日から公布の日に改めること。

(附則第一項関係)

二 特別給付金国債(四回目継続分)の最終償還を終えた戦没者等の妻に対する特別給付金の支給及び特別給付金国債(八回目継続分)の最終償還を終えた戦没者の父母等に対する特別給付金の支給については、

平成二十五年四月一日から適用すること。

(附則第二項関係)